

事務連絡
平成30年4月16日

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局
民生主管部局
教育委員会幼稚園関係事務主管部課

御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
厚生労働省子ども家庭局保育課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業の実施及び協議会の設置
に関する質疑応答集（Q & A）について

平素より子ども・子育て支援施策の推進等につきまして、格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成30年法律第12号）等の施行については、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布等について」（平成30年4月2日付け府子本第326号）及び「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業及び協議会の実施について」（平成30年4月9日付け府子本第350号・子保発0409第1号・29初幼教第18号）において、改正概要及びその留意事項を通知したところです。

今般、保育充実事業の実施及び協議会の設置に関する詳細事項について、質疑応答集を別添のとおりとりまとめましたのでお示しします。

各都道府県におかれては、内容について十分御了知の上、貴管内市区町村に対して遅滞なく周知いただくようお願いいたします。

別添

保育充実事業の実施及び協議会の設置に関する質疑応答集（Q & A）

1. 保育充実事業について

Q 1：認可化移行運営費支援事業について、5%の協議会設置加算のほか、どのような拡充を行うのでしょうか。

A：現行の認可化移行運営費支援事業は、認可保育所等の人員配置基準に対して実際に配置されている保育士数の比率に応じ、児童の年齢ごとに補助単価を設定していますが、平成30年度予算では、認可保育所等にならい、児童の年齢に加え、施設の規模（定員区分）に応じた単価を設定するとともに、その額を公定価格ベース（※）の2/3相当額に引き上げることとしています。
※公定価格（基本分+所長設置加算）の公費負担額。

Q 2：協議会で協議する施策の対象となる市として協議会に参加する予定ですが、交付申請の時点で協議会の設置届が出ていません。この場合は協議会の設置加算を受けられるのでしょうか。

A：交付申請を行った後、当該年度中に協議会設置届出書が提出された場合には、交付申請の変更申請を行っていただく必要があります。

2. 協議会について

Q 3 : 協議会の設置に必要な具体的な事務フローはどのようなものでしょうか。

A : 別紙 1 をご参照ください。

Q 4 : 協議会の設置にあたって、都道府県は構成員とする市区町村をどのように決定すればよいでしょうか。

A : 協議会を通じて待機児童解消等の取組を支援する必要がある市区町村（待機児童がいる市区町村など）や、協議会において協議する待機児童解消のための施策に関係する市区町村（空き定員がある保育所等が管内にある市区町村であって、市境を越えた待機児童の受入先と考えられる市区町村など）のように、協議会に参加していただく必要がある市区町村のほか、管内市区町村からの協議会への参加の意向等を考慮し、都道府県において構成員とすべき市区町村を判断し、当該市区町村と事前に調整した上で、構成員を決定してください。

Q 5 : 保育事業者や学識経験者を協議会の構成員とせず、都道府県と市区町村だけで組織することは可能でしょうか。

A : 都道府県と市区町村だけで組織することも可能です。ただし、協議事項によっては保育事業者や学識経験者など、多様な視点を踏まえて協議することが重要であることから、構成員としない場合であっても、必要に応じ、協議会の場で個別にヒアリングを実施するなどにより参加いただくことが望ましいです。

Q 6 : より広域的な見地からの調整を行うために、同一県内にとどまらず、隣接する都道府県内の市区町村を含めた協議会を設置することは可能か。

A : 子ども・子育て支援法施行規則附則第 10 条第 2 項第 3 号に基づき、隣接する他県の市区町村にも協議会に参加いただき、より広域的な見地から協議することは可能です。

Q 7 : 国の機関を協議会の構成員として加えることも可能でしょうか。

A : 都道府県が必要と認めるときは、保育人材の確保や都市公園における保育所整備等の観点から、都道府県からの要請により、ハローワークや地方整備局等の国の機関も構成員に加えることも可能です。

なお、協議会の構成員とする場合は、当該国の機関と事前に調整していただくようお願いいたします。

Q 8 : 協議会の協議事項については、どのような事例が考えられるでしょうか。

A : 協議会の協議事項は、地域の実情に応じて各協議会において判断することとなりますが、協議事項の具体例としては、別紙2の事項が考えられます。

Q 9 : 待機児童がいる市区町村が、独自に国を上回る人員配置基準や面積基準を定めている場合には、当該上乘せ基準について協議することになるのでしょうか。

A : 協議事項の1つとなることも想定されますが、協議事項とするかどうかは、地域の実情に応じて各協議会において判断することとなります。

Q 10 : 市区町村間の広域利用については、市区町村が個別に協議するのではなく、協議会の場で協議することでどのような効果が想定されるのでしょうか。

A : 2つの市の間で個別に広域利用のための協定を締結する事例はありますが、例えば、特定の市区町村の待機児童を複数の市区町村が受け入れるような場合、個別に各市区町村それぞれと協定締結のための協議をする場合と異なり、多くの関係市区町村が参加する協議会では、機動的かつ効率的に協議を進めることが可能と考えています。

Q 1 1 : 協議会における協議事項の1つとして、市区町村の保育所等の整備計画の精査に関することが例示されていますが、協議会において誰がどのように精査することをイメージしているのでしょうか。

A : 市町村子ども・子育て支援事業計画の精査については、当該計画の策定後の就学前児童数の動向（大規模マンションの建設による就学前児童数の増加、出生数の増加等）や保育ニーズの動向（女性就業率や共働き世帯割合の増加等）の変化を踏まえ、都道府県や学識経験者が各々の専門的又は広域的な視点から当該計画を確認し、精査することが考えられます。

Q 1 2 : 協議会の協議事項について、K P I（達成すべき目標）及びその達成時期を定めることとされていますが、具体的にはどのようなものなのでしょうか。

A : K P Iは、協議事項それぞれについて、例えば受け皿整備量や保育人材の確保数など、可能な限り定量的な目標を定めていただくことが重要です。具体的なK P Iについては別紙3を参照してください。

Q13：都道府県は、協議会で定めたKPI及びその実施時期を計画に定めるとともに、当該計画に基づきPDCAサイクルを回し、目標達成に向けた進捗管理を徹底することとされていますが、具体的にはどのようにPDCAサイクルを回すことを想定しているのでしょうか。

A：都道府県は、協議会で定めたKPI及びその実施時期に照らし、当該KPIの達成に向けて都道府県及び関係市区町村が実施する必要がある事項を洗い出し、具体的な工程表を策定するとともに、定期的に協議会を開催するなどして関係市区町村に対し状況の確認を行うことが重要です。また、進捗状況が当初の想定から遅れている場合には、都道府県から必要な援助・助言を行うことにより、進捗状況を適切に管理していただくことが重要です。

(例) 協議会での協議の結果、平成31年度から平成32年度までの2年間でA市の待機児童100人分を隣接するB市、C市の保育所の空き定員を活用して受け入れるKPIを設定した場合の協議会におけるPDCAサイクル例

- ・ 3市間の協定の締結に向け、都道府県が他の都道府県の好事例の調査・収集を行い、協定案を協議会の場で提示・調整（平成30年6月～）
- ・ 3市の協定の締結（平成30年10月）
- ・ 3市の市町村計画の改定案の協議（平成30年12月）
- ・ 3市で利用調整等の事務処理要領等改定案の調整（平成31年3月）
- ・ B市・C市によるA市の待機児童受け入れの開始（平成31年4月）
- ・ 定期的な協議会の開催によりA市の待機児童及びB市・C市の受け入れ状況の確認・評価（平成31年4月～）
- ・ 必要に応じて、達成目標・時期の修正